

品川区資源リサイクル活動団体報奨金支給要綱

制定 平成 4年6月8日区長決定 要綱第56号
改正 平成 25年 3月 29日区長決定 要綱第107号

(目的)

第1条 この要綱は、リサイクル活動を通しごみの減量と資源の有効利用に貢献した資源リサイクル活動団体(以下「活動団体」という。)に対し、報奨金を支給するため必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 報奨金は、活動団体が新聞・雑誌等(以下「再生資源」という。)を取り扱う業者に再生資源を引き渡した実績に応じ、支給するものとする。

(支給の方法)

第3条 活動団体は、再生資源の回収後すみやかに資源回収実績報告書(以下「報告書」という。)により、区長に報告しなければならない。

2 区長は、報告書を確認のうえ、再生資源の回収の実績に応じ、報奨金を支給する。

(算定基準)

第4条 報奨金は、再生資源回収量の1キログラムにつき6円とし、これに乗じて算出した額を支給する。

(支給の時期および対象期間)

第5条 報奨金は、1月から6月までの再生資源回収実績について、9月末日までに、7月から12月までの再生資源回収実績について、翌年3月末日までに支給する。ただし、区長が認めた場合は、この限りではない。

付 則(平成 4年 6月 8日区長決定)

この要綱は、平成4年7月1日から施行する。

付 則(平成 25年 3月 29日区長決定)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から適用する。
- 2 平成 25年1月から 3月までの間に、アルミ缶または紙パックを回収した場合はこの要綱の改正前の品川区資源リサイクル活動団体報奨金および協力金支給要綱に基づき、協力金を支給する。